

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについて提案する。

平成16年3月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	2 2 国民健康保険事業の取扱い
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 2村地域における税率等については、市町村の合併の特例に関する法律第10条を適用し、合併した年を含む5ヵ年度に限り、不均一課税を行うものとする。ただし、納期については、合併した年の翌年度から石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	22	国民健康保険事業の取扱い	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・2村地域における税率等については、市町村の合併の特例に関する法律第10条を適用し、合併した年を含む5ヵ年度に限り、不均一課税を行うものとする。ただし、納期については、合併した年の翌年度から石狩市の制度に合わせるものとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ・3市村において、税率等が異なることから、住民へ及ぼす影響を最小限に抑えること、また、資産を有してはいるが所得のない高齢者等の増加に対応するため、石狩市の制度に合わせるものとする。なお、2村地域において合併特例法第10条による不均一課税を適用することとし、期間は合併した年を含む5ヵ年度とする。 ・納期については、合併した年の翌年度に、石狩市の制度に合わせるものとする。
2. 保険給付	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. その他国民健康保険関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 国民健康保険税 (第10回現況調書1ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
税 率 等	医療分 所得割 10.05% 資産割 - 均等割 25,400 円 平等割 37,100 円 介護分 所得割 0.78% 資産割 - 均等割 4,700 円 平等割 2,900 円 均等割～被保険者1人あたりの金額 平等割～1世帯あたりの金額	医療分 所得割 7.5% 資産割 50% 均等割 23,000 円 平等割 23,000 円 介護分 所得割 0.5% 資産割 6.0% 均等割 5,000 円 平等割 5,000 円 均等割～被保険者1人あたりの金額 平等割～1世帯あたりの金額	医療分 所得割 9.5% 資産割 70% 均等割 25,000 円 平等割 26,000 円 介護分 所得割 0.75% 資産割 10.0% 均等割 6,500 円 平等割 4,000 円 均等割～被保険者1人あたりの金額 平等割～1世帯あたりの金額	3市村において、税率等 が異なることから、住民 へ及ぼす影響を最小限に 抑えること、また、資産 を有してはいるが所得の ない高齢者等の増加に対 応するため、石狩市の制 度に合わせるものとし ます。なお、2村地域にお いて合併特例法第10条 による不均一課税を適用 することとし、期間は合 併した年を含む5カ年度 とする。 合併した年の翌年度に、 石狩市の制度に合わせる ものとする。
賦 課 限 度 額	医療分 530,000 円 介護分 80,000 円	医療分 520,000 円 介護分 80,000 円	医療分 500,000 円 介護分 80,000 円	
納 期	第1期 7月15日～7月31日 第2期 8月15日～8月31日 第3期 9月15日～9月30日 第4期 10月15日～10月31日 第5期 11月15日～11月30日 第6期 12月15日～1月4日 第7期 1月15日～1月31日 第8期 2月15日～2月28日 第9期 3月15日～3月31日	第1期 7月16日～7月31日 第2期 9月15日～9月30日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月10日～12月25日 第5期 3月10日～3月25日	第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日 第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日 第7期 12月15日～12月30日 第8期 1月15日～1月31日 第9期 2月15日～2月28日 第10期 3月15日～3月31日	

2. 保険給付（第10回現況調書2ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
保険給付	出産育児一時金 300,000円 葬祭費 20,000円	出産育児一時金 300,000円 葬祭費 20,000円	出産育児一時金 300,000円 葬祭費 30,000円	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. その他国民健康保険関係事務（第10回現況調書3～7ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

参考：市町村の合併の特例に関する法律

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が30万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村（首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第1項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。）である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が1月1日である場合にあっては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）の翌年の1月1日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法 附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から五年度分（当該特例対象市街化区域農地が、1月1日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなつた場合にあっては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分）の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法 附則第29条の7第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法 の規定を適用する。